

京都市事業所帰宅困難者対策指針の概要

1. 本指針の基本的な考え方

想定する災害・事象

- ①花折断層を震源とする直下型地震災害
 - ・人的・建物被害, ライフライン・道路橋梁被害, 公共交通機関停止/等
- ②南海・東南海を震源とする海溝型地震災害
 - ・太平洋沿岸を中心に広域で被災し, 長期間の公共交通機関停止による帰宅困難者の発生/等
- ③その他, 公共交通機関の運行停止を伴う事象

帰宅困難者数の推計データ

- ①平成22年国勢調査等
 - ・京都市内に就業・通学・観光している方のうち, 市外居住者は約37万人
- ②平成22年近畿圏パーソントリップ調査
 - ・京都市内非居住滞留人口は, 平日で約29万人, 休日で約20万人
 - ・従業員・学生等は平日で約16万人

適応期間の考え方

- ・行政は発災後3日間程度は, 救出・救護活動, 初期活動などの応急対策活動を優先。
- ・発災直後から3日間は, 各事業所により従業員及び来訪者に対する支援を実施。
(※公共交通機関の復旧が支援終了の目安)

観光客等の帰宅困難者への対応

おもてなしの心で観光客にもやさしく
↓
従業員及び来訪者の安全確保を最優先することを前提に, 可能な範囲で対応する。

- 施設周辺の方, 観光客等の受入れ
- 観光客等への備蓄の確保・提供

2. 事業所における帰宅困難者対策の基本方針及び時系列フロー

